

議案

第2号

宮崎市景観計画の変更について

(建築物の色彩基準における
アクセントカラーの割合の設定)

宮崎市景観計画に定める建築物の色彩基準

(1) 対象規模

- 市内全域：建築面積または延べ面積300㎡以上 もしくは 高さ10m以上の建築物
- 重点景観形成地区・景観形成推進地区：全ての建築物

(2) 色彩基準

○外観の基調色（主に用いられる色彩）は、次の基準により制限を行うこととする。

色相		R（赤）・YR（黄赤）	Y（黄）	その他の色相
基準値		彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下
一部重点景観形成地区 （大淀川・宮崎駅東通り）	基準値	彩度4以下かつ 明度7以上	彩度3以下かつ 明度7以上	彩度2以下かつ 明度7以上
	背景が緑地の一部ゾーン	彩度4以下かつ 明度2以上7以下	彩度3以下かつ 明度2以上7以下	彩度2以下かつ 明度2以上7以下
	小規模な建物・屋根	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする
表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する
景観向上に大きく寄与するとして、市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する

宮崎市における色彩誘導の考え方

本市の色彩誘導の考え方として、基準値の遵守はもとより、周辺の自然や街並みと調和した色彩や、地域の特色にあった色彩を誘導することとしている。

【③地域の特色に合った色彩をいましょう】

「推奨値」の範囲内でも、地域ごとの特色に合った色彩景観を積極的に守り、育てていくため、下記のような「推薦色」を用いることが望まれます。

この他にも、地域のテーマカラーが決められている場合や、周辺の色彩景観に特色がある場合は、その都度当該地域の特色に応じた色彩を選択することが必要となります。

〈地域ごとの推薦色〉

地域の基調となっている色彩、地域のイメージを形成している色彩等から設定しています。

類型	推薦色
臨海地	(壁面)明度8以上、彩度1.5以下 (屋根)色相R、YR系
田園・自然地	(壁面)色相R、YR、Y、GY、G系 明度2以上7以下、彩度1.5以下
市街地	(壁面)明度8以上、彩度1.5以下

〈地域の特色に合った色彩を用いた例〉



壁面を白、屋根を茶系統の色彩とし、南国リゾートらしい雰囲気をもたせた日南海岸沿いの建物



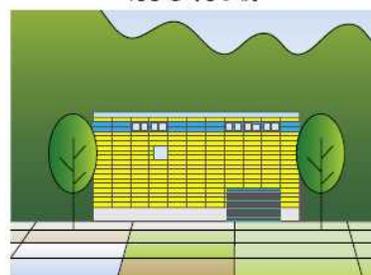
周辺のまちなみに合わせて、低彩度、高明度の色彩を基調とした市街地の建物



周辺の緑地や田園に合わせて、低彩度、低明度、茶系統の色彩を基調とした緑地内の建物

〈自然地での建物と周辺の対比イメージ〉

好ましくない例



好ましい例



〈市街地での建物と周辺の対比イメージ〉

好ましくない例



好ましい例



宮崎市建築物等色彩ガイドライン
(抜粋)

アクセントカラーについて

アクセントカラー（強調色）とは、建物等の配色の際に、ベースカラー（基調色）上に、色彩上のアクセントとして用いられる色彩。



【⑤建物の形態・素材や使用目的に合った配色としましょう】

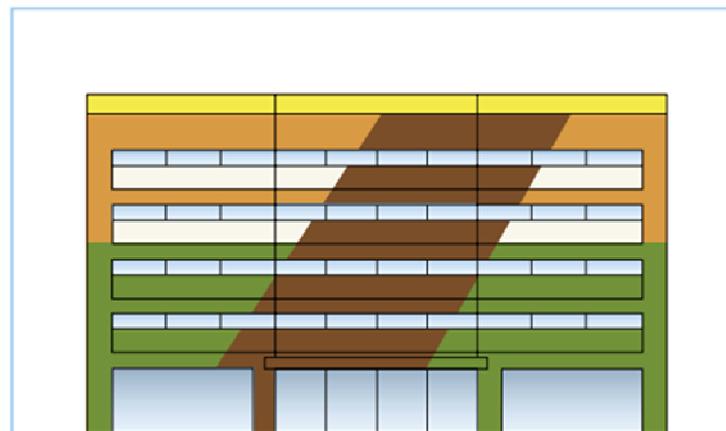
大壁面の場合、外観が単調にならないように、凸凹や目地を境に色分けするなど、周辺への圧迫感を軽減するような配慮が必要です。

また、高彩度・低明度色を使用する場合は、面積や組み合わせを考えた中でアクセント色として低層部に使用するなど、建物の形態・素材や使用目的に合った配色となるような配慮が必要です。

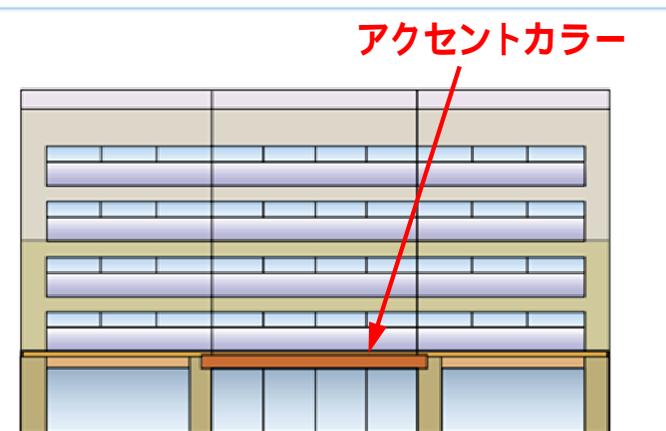
〈建物の形態・素材、使用目的と合った配色のイメージ〉

- 建物の形態と整合性のある色使いとしましょう。
- 商業地等において、まちなみの賑わいを演出するためにアクセントカラーを使用する場合は、歩行者の視線レベルに使用するなどの工夫が必要です。
- 中・高層部は、眺望景観に配慮して低彩度色を基調としましょう。

好ましくない例



好ましい例



宮崎市建築物等色彩ガイドライン
(抜粋)

現状と課題

- 景観計画において、色彩基準を超えるアクセントカラー使用について明確な規定が無い。なお、これまでの運用で、規模にかかわらず、各面の見附面積の3分の1以内で誘導。
- 割合に関する規定が無いので、設計者側・審査側にとっても、判断に迷うケースがあるほか、協議等に長期間及ぶケースもある。

他都市事例（九州内県庁所在都市・中核市）

宮崎市よりも大規模な建築物を届出対象とし、景観計画において、許容できる色彩基準外のアクセントカラーの割合を定めている。概ね20%以内（重点地区は10%以内）の限られた範囲に限定。

	一般地区 届出対象（基準適用）規模 重点地区は規模に関わらず対象		アクセントカラーの割合 （1壁面の見附面積あたり）	景観計画 での規定
	高さ 複数の場合は、一番緩い地域	延べ面積（建築面積）		
宮崎市	10m以上	300㎡以上	33%（1/3）以内	× 明確な定め無し
鹿児島市	20m以上	1,500㎡以上	20%以内（重点地区10%以内）	○
熊本市	12m以上	1,000㎡以上	ごく限られた箇所	○
大分市	20m以上	3,000㎡以上	20%以内（重点地区も同様）	○
佐賀市	15m以上・4階以上	500㎡以上	10%以内（重点地区も同様）	○
長崎市	20m以上	3,000㎡以上	10%以内（重点地区も同様）	○
佐世保市	15m以上	1,000㎡以上	10%以内（重点地区も同様）	○
久留米市	12m以上	500㎡以上	20%以内（重点地区10%以内）	○
福岡市	31m以上	10,000㎡以上	10%以内（重点地区も同様）	○

アクセントカラー割合設定案

- 現在、基準がないことを踏まえ、これまでの運用や他都市の事例を参考に、景観計画を変更し、下記のとおり色彩基準外で使用できるアクセントカラーの割合を設定することとする。

○市内全域の建築物

(高さ10m以上 または 建築面積・延べ面積300m²以上)

各面の見附面積の20%以内

○重点景観形成地区の建築物 (規模に関わらず)

各面の見附面積の10%以内

スケジュール

